

議会案第1号

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「463,000円」を「481,000円」に改め、同表副議長の項中「406,000円」を「422,000円」に改め、同表議員の項中「385,000円」を「400,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月16日提出

理 由

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については「白河市特別職報酬等審議会」の答申に基づき、所要の改正を行うものです。